様式第６号（第６関係）

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者転入予定受付票

あああああああ様　あああああああ様

以下のとおり、「陸前高田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」に規定する届を受け付けたことを証明します。

　　　　年　　月　　日

陸前高田市長　　　　　　　　　印

|  |  |
| --- | --- |
| 受付年月日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 受付番号 |  |
| 受　付　印 |  |

【　本票の有効期限：　　　　年　　　月　　　日　】

１　双方または一方が陸前高田市へ転入したことを証明する住民票の写し等を、上記期限までに提出してください。本票と引き換えに「陸前高田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書」「陸前高田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度受理証明カード」をお渡しします。

２　上記期限までに提出がない場合は、届出の要件を欠くものとして、届出書式一式を連絡先へお返しします。

※期限内の提出が困難な場合は、ご連絡ください。

３　上記期限の経過または受理証明書の交付をもって、本票は効力を失います。

この転入予定者受付票の提示を受けられた方へ

　陸前高田市では、全ての市民が自分自身を大切にし、自分らしく生き、互いを認め合える「ノーマライゼーションという言葉のいらないまちづくり」の実現を目指してパートナーシップ・ファミリーシップ制度を実施しています。

　性の多様性において、違いや個性に対する差別や偏見のないまちづくりへのご理解と御協力をお願いします。

　この転入予定者受付票は、届出者の双方が市外に在住していて、双方または一方が陸前高田市に転入しようとしているときにお渡しするものです。届出者が陸前高田市内の不動産物件を契約しようとするときなどに、両者の関係性を説明するために活用いただくものですので、事業者の皆様におかれましては、この転入予定者受付票の提示を受けた場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ制度の趣旨を御理解いただき、御協力くださいますようお願いいたします。

　また、この制度を利用する方の性のありかた（性的指向、性自認、性表現）や、本制度を利用していることについては、本人の同意なく口外しないでください。

・パートナーシップ・ファミリーシップとは

　互いを人生のパートナーまたは家族として尊重し、協力し合う継続的な２人の関係をいう。

◆陸前高田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度についてのお問い合わせ

　陸前高田市市民協働部まちづくり推進課

　TEL：０１９２－５４－２１１１（内線１２１）

　FAX：０１９２－５４－３８８８